

令和4年度 事業計画書

令和2年度当初から社会的に大きな影響を与えている新型コロナウイルス（以下「コロナ」という。）は、昨年度においても変異させながら感染拡大を続け、一向に収束のめどが立っておらず、当シルバー人材センター（以下「センター」という。）の事業運営においても多大な影響を及ぼし続けています。

この間センターでは、コロナによって大きく変化した社会状況に対応しながら、万全の感染防止対策とともに会員の安全と個々の健康管理を促しながら、区民からの信頼を損なわないように懸命な事業運営に取り組んでまいりました。

また、昨年度においては、令和元年度に策定した向こう5年間の中期計画“れいわライジングプラン”の3年目として、計画の改訂に向けた事業の検証を行い、将来性と実効性があり、急速に変化する社会状況に対応できる新たな中期計画として、令和4年度から3年間の計画の策定に取り組みました。

今年度は、新たな中期計画「第二次れいわライジングプラン」の1年目として、新たに設定した基本方針に則り、着実に実践でき効果をあげられる事業を展開してまいります。

I 基本方針

1. 会員の増強及び意識改革
2. 会員の安全・適正就業にかかる取組の推進
3. やりがいと魅力ある地域活動の推進
4. 組織運営における自律性の向上と事務局機能の強化

II 事業規模

1. 会員数／新規就業会員数／就業率（令和5年3月末時点）

項目	全 体	65歳以上79歳以下
会 員 総 数	2,800名	2,100名
新規就業人員	1,900名	1,900名
就 業 率	67.86%	90.48%

2. 請負・委任事業予定数

項目	契約件数 (件)	就業実人員 (人)	配分金 (千円)	材料費等 (千円)	事務費 (千円)	事業収入 (千円)
公 共	122	100,032	482,296	1,695	43,880	527,871
民 間	588	53,332	141,311	680	14,022	156,013
家 庭	5,002	35,933	114,989	6,091	11,459	132,539
独 自	24	4,816	17,634	1,498	1,890	21,022
合 計	5,736	194,113	756,230	9,964	71,251	837,445

3. 派遣事業予定数（契約主体は、労働者派遣事業許可を有する東京しごと財団）

契約件数 (件)	就業延日人員 (人)	賃金 (千円)	事務手数料（千円）		消費税 (千円)	契約金額 (千円)
			東京しごと財団	杉並区 SC		
35	5,880	19,000	1,521	2,660	2,319	25,500

4. 職員数（令和4年4月1日現在）

職・配置		常勤	嘱託 (月16)	臨時 (月12)	臨時 (月8)	合計
本部	事務職員	10	1	4		15
	就業開拓員			2		2
	作品販売責任者（銀の手）			4		4
清水分室	事務職員	4	5			9
	安全適正巡回指導員				1	1
	家事・育児・福祉事業コーディネーター			2		2
	運転手			5		5
合計		14	6	17	1	38

5. 施設

名称		所在地
事務局	本部	阿佐谷南1-14-2 みなみ阿佐ヶ谷ビル6階・7階702号
	清水分室	清水3-22-4
しろがね工房		阿佐谷南1-14-2 みなみ阿佐ヶ谷ビル7階701号
天沼作業所		阿佐谷南3-49-24
リサイクル自転車作業所		永福2-1-11

Ⅲ 事業内容

1. 受託事業

区民サービスに直結する杉並区等から請け負う公共業務については、履行評価において高い評価を受けられるように日々の適正就業に努め、シルバー人材センターが受託することの有効性を示し、新たな業務に対しても就業体制を整えて、積極的な受注を図ります。

また、センターで請けられる仕事を知らない区民等に対し、職種ごとに利用対象世代等に適合するPRチラシ等を作成し、対象者が利用する施設等に配布し、受注拡大を図ります。

2. 就業機会提供事業

(1) 就業機会拡大の取組

- ① 就業開拓員を通年で雇用し、請負・派遣にかかわらず区内の民間事業所等に対する営業活動を強化し、新規受注につなげていきます。
- ② 仕事の受注に対し就業できる会員が手配できていない職種については、東京都主催の就業支援講習会以外にもセンター独自の講習会や業務説明会を開催し、需要に応えられる就業人員の確保を行っていきます。
- ③ 未就業会員、新規入会会員を就業につなげられるように、就業会員を募集する仕事の内容を具体的に示し紹介する場を設けていきます。
- ④ 高齢世帯や共働き世帯が多くなっていることにより需要が高まっている家事援助・育児支援・福祉サービスに適切に対応できるように、当該職種に係る説明会を開催し就業会員の裾野を拡大していきます。
- ⑤ 東京しごと財団との協働で令和3年度から3年間取り組んでいる「就業開拓モデルセンター」として、杉並区に適した職種の就業開拓を推進していきます。

(2) 適正就業の推進

- ① 安全適正巡回指導員を通年で雇用し、随時就業現場を巡回し、危険な行為や不適正な就業状態が発見された場合には適宜是正を図り、安全・適正な就業の推進に努めていきます。
- ② センターの就業モットーである「安全な就業」「臨時的・短期的・軽易な仕事への就業」「グループ就業」「分ち合い就業」を周知徹底し、厚生労働省から示されたガイドラインに即した適正な就業を推進していきます。
- ③ 就業シフト調整等に携わるグループリーダー等が就業以外の業務に要した場合には、就業時間外手当として追加配分金を適切に支給します。
- ④ 必要に応じて職種ごとに就業会員連絡会を開催し、適正就業に必要な情報共有や意見交換等を通して仕事の質の向上を図るとともに、同一職種に就業する会員同士のコミュニケーションを深める機会とします。

(3) 専門職種のコーディネーター制度の確立

家事・育児・福祉事業コーディネーターを通年で雇用するほか、換気扇清掃・ハウスクリーニング等技能を必要とする就業に関する発注者との調整等が必要な職種については、当該職種の就業経験を有する会員にコーディネートをお願いし、受注対応の充実を図るとともに、新規就業会員の支援に取り組みます。

(4) ゆうゆう館協働事業の効果的な運営

杉並区から継続して受託している「ゆうゆう和泉館」の協働事業運営について、これまでの事業検証を踏まえ、より魅力ある講座等を展開するとともに、利用者の満足度が高い施設運営に努めます。

(5) 杉並子育て応援券サービスの提供

提供事業者として、応援券利用による家事援助・育児支援サービスの提供等子育て世代を応援する取組についてPRし、受注の拡大を図ります。

3. 労働者派遣事業

- (1) 平成30年度に事業開始以降、需要が高く伸び代が多い事業として受注拡大を図るため、当区の派遣先事業職種を分析し、派遣先になり得る民間事業所等へ積極的に営業活動を行います。
- (2) 派遣事業説明会を適宜開催し、会員に派遣事業の周知を図るとともに、派遣事業就業希望者の登録を増やします。

4. 調査研究事業

- (1) お客様満足度調査、公共施設利用者アンケートにより得られた評価や意見等を就業にフィードバックできる体制を構築し、仕事の質の向上につなげていきます。
- (2) 新規入会申込者からセンターを知るきっかけを調査し、より効果的なPR方法を探るとともに、入会説明会参加者が入会申込を辞退した場合には辞退理由を聞き取り今後の入会案内に活かします。
- (3) 入会后、長期にわたって未就業の会員に対し、未就業の理由等を調査し、就業意欲のある会員の早期就業につなげていきます。
- (4) シルバー孫の手事業活動登録会員の活動状況や継続意向確認を実施し、常に活動できる会員を把握して、依頼に対する迅速な手配ができる体制を築いていきます。

5. 相談事業

地域班長、地区担当理事、職種担当事務局職員が窓口となり、随時相談に応じられる体制を整え、相談事項については事務局及び必要に応じて当該職種間の就業会員で共有するとともに問題解決にあたり、会員が良好に就業や地域活動に取り組めるようにしていきます。

6. 研修・講習事業

就業会員の適正就業意識の向上を図るため、接遇・個人情報保護・コンプライアンス等の研修及び事故の未然防止に向けた安全講習を実施します。また、他機関や東京都シルバー人材センター第3ブロック（杉並・中野・練馬・豊島・板橋・新宿区）共催による技能・知識習得のための研修・講習の受講を促進し、就業機会を広げるとともに、会員の技能の向上と事務局職員の研鑽に取り組みます。

(1) センター主催で実施する研修・講習

- ① ステップアップ就業研修（新規就業者に対する接客、個人情報保護、安全就業、コンプライアンス等）
- ② 新任地域班長研修
- ③ 役員研修
- ④ 転倒予防等安全管理講習
- ⑤ 職種別就業支援講習・技能向上研修

(2) 関係機関等が実施する研修・講習

主催者等	研修・講習内容
第3ブロック共催	会員研修、役員研修、安全就業研修
公益財団法人 東京しごと財団主催	○安全関係研修 転倒事故防止／シルバー保険事故対応／安全リーダー／植木剪定に関する安全就業） ○各種就業支援講習 植木剪定の基礎／ハウスクリーニング／襖の張替え／ステップアップ接遇／子育て支援／包丁研ぎ等 ○新任理事・監事研修

7. 普及啓発事業

(1) 機関広報紙発行等の広報活動

- ① 広報委員会が編集したセンター全般に係る事業運営状況等を掲載した機関広報紙『シルバーすぎなみ』を原則年3回（4・8・1月）発行し、全会員へ郵送します。
- ② センターの重要な情報や研修・講習会の案内等、会員に適宜知らせる必要がある内容を掲載した『みに News』及び会員の就業募集記事を掲載した『就業のひろば』を毎月15日頃に発行し、全会員へ郵送します。
- ③ 開設しているホームページについて、センターの取組や入会案内のほか、仕事の受注に係る情報を適宜更新するとともに、ウェブを通しての仕事の申込み等が容易にできるようにするなど、アクセス数が増加するように運営します。
- ④ その他、センターの取組やイベント等の開催を周知するチラシ等を作成し、地域のイベント等で配布したり、近隣住民へポスティングしたりするなど、センターの活動を広く区民に周知する効果的な手段・方法を講じた普及啓発を図っていきます。
また、杉並区や関係団体の理解と協力を得て、それぞれの広報媒体を活用してセンター事業の周知を図ります。

(2) 入会説明会の開催

屋内での開催における基本的な感染防止対策を講じて、1回10名程度の定員で1日午前・午後の2回開催とし、1か月の新規入会者数30名を目指します。また、入会促進月間を設けてPRを強化し説明会の実施日数を増やし、説明会参加申込状況に応じた説明会の開催に取り組みます。

[開催予定日数] 年間27日間／延54回

(3) 地域の取組への積極的な参画

区や地域のイベント等に積極的に出展し、センターの取組を紹介し魅力を伝えるとともに入会募集を案内します。

(4) 動画によるPR活動の推進

東京しごと財団がリニューアルした東京都シルバー人材センターのPRビデオを活用するとともに、当センターの仕事に特化した動画を独自に制作し、会員や発注者双方に分かりやすくセンターの取組を紹介していきます。

8. 社会参加等支援事業

(1) シルバー孫の手事業の充実

高齢世帯を対象とした地域の支え合い活動として、30分程度で完了する生活上のちょっとした困りごとのお手伝いを無償で行う「シルバー孫の手事業」を引き続き展開し、利用者や活動会員の獲得及び利用者拡大に向けて、PRに取り組みます。また、活動した会員に対し、活動毎にポイントを付与し、5ポイントで薄謝を進呈します。

(2) 落ち葉感謝祭落ち葉掃きへの参加

杉並区が主催する区内公園での落ち葉感謝祭に、各地区の地域班で参加会員を募り、落ち葉掃きに参加します。

(3) 地域活動の活性化

センターの事業運営を円滑に推進するため、地域班長の役割を明確にするとともに、地区担当理事及び事務局との連携を強化し、地区の会員の就業及び地域活動について、きめ細かく対応していける体制を築いていきます。

- ① 総会後に全地域班長を対象として、当該年度における地域活動方針を示し、地域班運営要綱の規定に基づき、7地区（高円寺・和田堀・和泉下高・阿佐谷・荻窪・井荻・高井戸）ごとに地区単位で地域活動に係る事業の企画・運営及び情報共有・意見交換を行います。
- ② 各地区において、地区内の会員や地域住民に有益な講座等を開催し、会員と地域住民の交流を深め、センターの魅力を伝えられる事業に取り組みます。
- ③ 各地区の取組については、地域活動委員会において情報を共有し、全区的な取組として展開できる場合には、地域活動委員が主体となって公開講座として実施していきます。

9. 安全就業推進事業

安全就業推進計画を策定し、全会員に対し以下の取組を推進します。

- (1) 安全適正巡回指導員を通年で雇用し、植木剪定、除草、マンション清掃、有料自転車駐車場管理、通学案内交通指導を中心に、定期的に巡回指導を行います。
- (2) 安全管理委員2人1組で、現場点検シートを用いた安全就業点検を上期・下期の年2回実施します。
- (3) 発生事故の分析及び再発防止対策
 - ① 傷害・賠償事故が発生した場合は、事務局職員により現場検証を行い、※4M分析により原因・対策等を考察し、再発防止に努めます。

※4Mとは、Man（人的要因）・Machine（設備的要因）・Media（作業環境的要因）・Management（管理的要因）
 - ② 発生した事故については、発生状況・原因・対策等を「みにNews」に掲載するほか、地域での就業会員が集まる機会を利用して、注意喚起を図ります。
- (4) 就業する会員に対し、就業に適応した被服を貸与するとともに、夏期の熱中症対策グッズを配布するなど、良好な就業環境を整えます。
- (5) その他の安全就業に関する取組
 - ① 就業する会員に対し、安全就業必携ハンドブックの携行・活用を義務付けます。
 - ② 加齢による体力の衰えにより発生する転倒事故の未然防止に向けて、転倒予防講習会を実施します。また、自宅でも簡単にできる体力低下防止の体操等を「みにNews」等で紹介し、会員が日常的に体力低下防止に取り組めるようにします。
 - ③ 夏期に屋外で就業する会員には、一日の就業制限時間を設け、適度の休憩・給水など適切な熱中症対策を講じて、安全な就業環境の保持に努めます。
 - ④ コロナ禍における会員の就業については、日常生活における手指消毒・マスク着用・ソーシャルディスタンスの確保等基本的な感染防止対策を図ることを徹底するとともに、三密を回避した適正な就業環境を整え、安全な就業を最優先にしていきます。
 - ⑤ 東京都健康長寿医療センター研究所が実施する「安全就業に向けた実態調査」に協力し、会員の事故防止に対する意識向上を図ります。

10. センター運営

定款及び関係規程等に基づき、以下のとおり適正な組織運営に取り組みます。

(1) 定時総会

令和3年度収支決算・事業報告の承認等に関する決議を行うため、区内の集会施設を使用して6月に開催します。

(2) 理事会

センターの事業運営に係る諸事項の検討・決議及び業務執行などを担うため、毎月1回定例理事会を開催します。

(3) 監査

監事2名により、決算監査及び中間監査並びに分室や現金を取り扱う有料自転車駐車場、ゆうゆう館、リサイクル自転車作業所の業務監査を実施します。

(4) 委員会

センター事業の運営を円滑に進めるため、就業委員会、地域活動委員会、広報委員会、安全管理委員会を設置し、各委員会の運営規則に規定する任務に関して、原則として年4回開催します。

(5) 事務局

事務局組織については、荻窪と清水の2か所に設置し運営していた分室を清水分室1か所に統合し、分室の職員体制と機能を拡充するとともに、本部との業務分担を明確にして、区民に分かりやすく効果的な組織運営に取り組みます。

また、事務局運営については、理事会の下、会員の就業調整や地域貢献活動を支援するとともに、公益財団法人東京しごと財団や東京都シルバー人材センター第3ブロックのシルバー人材センターと連携し、円滑かつ効率的な運営に取り組みます。